

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

諮問第 269 号の答申

工業統計調査の改正について

経済産業省は、工業統計調査（指定統計第 10 号を作成するための調査）について、労働力の流動化等最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、工業の実態をよりの確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、平成 13 年調査から、「従業者数」の区分の細分化、一部調査事項の統合・周期化等調査事項の見直しを行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の改正計画

(1) 調査事項の見直し

ア 「従業者数」

「従業者数」については、労働力の流動化の進展を踏まえ、甲調査（日本標準産業分類に掲げる大分類 F－製造業に属する従業者 30 人以上の事業所を対象とする 29 人以下の事業所を対象とする調査）において、「常用労働者」の区分を「雇用者」及び「出向・派遣受入者」に分割の上、「雇用者」を「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」に細分割するとともに、新たに「臨時雇用者」の区分を追加する計画である。

本改正計画によると、製造業に属する事業所の活動に従事している者（従業者）のうち、その中心である「常用労働者」は、調査対象事業所が直接雇用する「雇用者」と他の企業又は事業所に属しながら当該事業所の活動に従事する「出向・派遣受入者」とに区分して把握されることとなり、従来から一括で把握していた「常用労働者」のより詳細な実態が明らかになる。また、「常用労働者」として把握されない従業者のうち、近年、増加傾向にある「臨時雇用者」が新たに把握されることとなり、従業者の全体像がより実態に即した形で明らかになる。

このように、従業者区分を細分化して把握することは、労働力の流動化が進

展するなかで、製造業における従業者の実態をよりの確に把握し、その実態を明らかにするとともに、その有効な分析に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、このような「従業者数」の区分の細分化に関連し、甲調査における「現金給与総額」については、従業者区分と従業者に支払われる現金給与の対応関係を明確にするため、「常用労働者」のうち「雇用者」に係る分を「基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」に記入し、調査対象事業所が全額を記入することが困難である「出向・派遣受入者」の給与については、「その他の給与額」に含めて記入するよう、変更することが適当である。

さらに、「臨時雇用者」の把握時点については、甲調査及び乙調査において、調査期日の12月31日現在では、その雇用が解除されていることが多いことから、このような特別の事情がなく「臨時雇用者」の通常の状態を把握できる12月給与の帳簿締切日現在とすることが適当である。

また、「従業者数」については、その区分の細分化に伴い、誤記入が懸念されるので、統計精度の確保の観点から、その正確な記入を確保するため、実査に当たる都道府県・市町村職員、統計調査員はもとより調査対象事業所が、その内容を十分理解できるよう、記入注意や調査の手引等において、「臨時雇用者」の把握時点や「出向・派遣受入者」に係る給与の計上範囲を含め、その定義を明記する必要がある。

なお、「出向・派遣受入者」については、甲調査及び乙調査において、出向受入者と派遣受入者に更に分割することにより、より詳細な従業者の実態の把握が可能となるが、製造業において派遣受入者が概して少ないことや調査協力の面での影響を考慮すると、本改正計画のとおり、一括して把握することが適当である。

イ 「内国消費税額」

「内国消費税額」については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計であり、付加価値額算出のために使用されている調査事項である。このうち、「消費税」については、企業一括納付（消費税法（昭和63年法律第108号）第22条第1号の規定に基づくもの）が認められていることから、事業所単位での記入は困難な場合が多く、近年、「消費税」を未記入としている事業所が増加している。

このため、「内国消費税額」については、甲調査及び乙調査において、「消費税」を含む記入内容から「消費税」を除く記入内容に変更する計画である。また、この変更に伴い、新たに「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を甲調査及び乙調査において追加し、本調査事項等を使用して消費税額を推計する計画である。

これについては、消費税額の推計が適切に行われ、付加価値額の的確な算出に資することから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」については、新たな調査事項であり、正確な記入を確保するため、記入注意や調査の手引等にお

いて、記入の際、参照すべき資料を示すなど記入方法について明記する必要がある。

ウ 「工業用地及び工業用水」

「工業用地及び工業用水」（甲調査のみの調査事項）のうち「工業用水」については、報告者負担の軽減に資するため、「1日当たり水源別用水量」のうち、「地表水・伏流水」と「その他の淡水」を統合する等の簡素化を図る計画である。

これについては、誤記入の多い類似項目であることや統合しても結果利用の面で特段の問題が認められないことから、適当と認められる。

エ 「有形固定資産」

「有形固定資産」については、報告者負担の軽減を図るため、乙調査において、現行の毎年調査事項を、産業連関表、鉱工業生産指数、国民経済計算等の5年ごとの改訂の際に、その調査結果が利用されている年次（西暦末尾0、5年）のみの調査事項とし、5年周期化を図る計画である。

乙調査における「有形固定資産」については、従来から、調査対象である小規模事業所において誤記入・未記入が多くみられる等の実査上の問題が指摘されており、これは、報告者負担が大きく、また、統計精度の確保が困難となっていることを示している。この「有形固定資産」のうち、特に「取得額」については、製造業に属する小規模事業所の設備投資動向を示すものであり、毎年調査の結果に対するニーズが高いが、「取得額」のみを調査することとしても、報告者負担が大きく、統計精度の確保が困難であると判断される。

このようなことから、乙調査における「有形固定資産」の5年周期化は、報告者負担の軽減に資するとともに、調査年の調査協力をより得やすくし、統計精度の確保が期待されるものであり、適当と認められる。

(2) 集計事項の変更

集計事項については、調査事項の見直しに応じた集計区分の変更を行う計画であり、これにより、工業の実態がより一層明らかになることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「従業者数」の区分の細分化等今回の調査事項の見直しに伴い、その定義等が変更されるものがあることから、調査結果報告書の利用上の注意において、利用者に誤解が生じないように、変更のあった定義等を明記する必要がある。

2 今後の課題

「現金給与総額」について、乙調査においては、「出向・派遣受入者」が比較的少ないこと等から、甲調査とは異なり、従来から総額のみを把握としているが、今後、小規模事業所において、労働力の流動化が大きく進展した場合には、必要に応じて、乙調査においても、従業者区分と従業者に支払われる現金給与の対応関係を明確にするため、調査全体としての報告者負担の抑制に配慮しつつ、甲調査と同様に「現金給与総額」の内訳を把握することについて、検討する必要がある。